化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

○改正のポイント

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 施行令の一部を改正する政令（政令第四百十六号）（経済産業省）

1　第一種特定化学物質に関する規定

第一種特定化学物質として、ペルフルオロ（ヘキサンーーースルホン酸）関連物質を追加する。（第一条第一項関係）

2　審議会等への意見聴取に関する規定 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、ペルフルオロ（ヘキサンーーースルホン酸）関連物質の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる審議会等の意見を聴くものとする。（第一条第二 項関係）

3　輸入を禁止する製品に関する規定

第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、ペルフル オロ（ヘキサンーーースルホン酸）関連物質に ついて、はっ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地等を定める。（第七条関係）

4　第一種特定化学物質を使用することができる用途に関する規定

第一種特定化学物質を使用することができる用途から、八：二フルオロテロマーアルコールに関する規定を削除する。（原始附則第三項関係）

5　技術上の基準に従わなければならない製品に関する規定

技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品として、ペルフルオロ（ヘキサンーーースルホン酸）関連物質について、当分の間、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定める。（原始附則第四項関係）

6　附則

(1) この政令は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。（附則第一項関係）

(2) この政令の施行に伴う所要の経過措置について定める。（附則第二項及び第三項関係）

○政令第四百十六号（令和七年十二月十七日）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第二項及び第五十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三十五号ロ中「。以下「八：二フルオロテロマーアルコール」という。」を削り、同項第三十六号中「限る」の下に「。次号において同じ」を加え、同項中第三十九号を第四十号とし、 第三十八号を第三十九号とし、同項第三十七号中「第七条の表二十一の項」を「第七条の表二十二の項」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七　ペルフルオロ（ヘキサン 一 スルホン酸）関連物質（（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数が六のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ（ヘキサンーーースルホン酸）又はペルフルオロ（アルカンスルホン酸）を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質をいう。以下同じ。

第一条第二項中「前項第三十五号ハ」の下に「又は第三十七号」を加える。

第七条の表中二十二の項を二十三の項とし、二十一の項を二十二の項とし、二十の項の次に次のように加える。

二十一　ペルフルオロ（ヘキサン一一スルホン酸）関連物質	一　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 二　金属の加工に使用するエッチング剤 三　半導体の製造に使用するエッチング剤 四　メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 五　半導体の製造に使用する反射防止剤 六　半導体用のレジスト 七　はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤 八　消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 九　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 十　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物

附則第三項の表令和七年十二月三日の項を削る。

附則第四項の表に次のように加える。

ペルフルオロ（ヘキサン 一 スルホン酸）関連物質	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第一条第一項第三十五号ロの改正規定、附則第三項の表の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この政令の施行の日前においても、この政令による改正後の第一条第一項第三十七号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案のために、同条第二項に規定する審議会等の意見を聴くことができる。

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。